

	<p>日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部 NEWS LETTER</p>	<p>2023年4月8日発行 第90号 事務局長 小島 彬 TEL/FAX 077-589-3724 Email : akrkojima@ybb.ne.jp</p>
---	--	--

**【主張】2022年度の滋賀県立大学における
履修登録制度を巡る問題
滋賀県立大学・学生 村地貴雪**

ただの大学生である私がこのようなことを述べるのはあまりにも僭越ではありますが、大学に関して「自治」という言葉は、主に二種類の文脈で使われているように感じられます。

一つ目は、研究機関としての大学が、政府などの公権力から独立しているか否かを検討する文脈です。ビジネスに直結する研究のみが政府に優遇される、あるいは学長選挙に対する政府の介入が疑われる、といった場面で「大学の自治が脅かされている」として、しばしば話題になる言葉です。

二つ目は、大学の運営や決定に対して、学生がどの程度関与することができるかを表す文脈です。「学生自治会」という言葉がその一例ですが、学生運動が盛んだった時代に比べると、現代ではあまり話題になりにくい文脈だと思われま

すが、2022年度の滋賀県立大学において、後者の文脈での「大学自治」に関して考えさせられるようなことがありました。この度は滋賀県立大学の先生からのお誘いで、こちらへ寄稿する機会を頂戴しましたので、滋賀県立大学の履修登録制度を巡る問題や「大学の自治」について、学生の目線から述べさせて頂こうと思います。

事の発端は、今まで設けられていた「履修登録確認期間」が撤廃されたことで、科目の追加・変更が認められなくなり、取消期間が半分程度に短縮されたことです。この制度変更によってもたらされる問題点はいくつかありますが、最も大きな問題は興味関心に基づいて授業を選択することが難しくなった点だと思われま

ることによって、その授業を履修するのか、あるいは同じ時間帯に行われている別の授業を履修するのか、といった選択が行えるべきなのですが、それが不可能となってしまいました。更に、後に制度の改良が行われたものの、2022年度当初では前期や夏休み期間中に後期の科目を追加することも認められていませんでした。つまり、前期の学習によって「もっとこの分野について勉強したくなったから、科目を追加したい」と学生が思ったとしても、それは認められないということになります。

また、科目の追加・変更ができないということは、必修科目や資格取得に必要な科目を履修し忘れるといったような、履修ミスがあった場合に取返しがつかなくなってしまうという問題も起こり得ます。ちなみに、科目の取消しについては認められていたものの、その期間が従来よりも短縮されたこともあり、取り消したかった科目の取消しが認められなかったという学生も一定数いました。

このような変更については、2022年の1月頃から学内でポスターが掲示されたり、学内のポータルサイトで数行の説明があったりしたものの、学生を集めて対面で説明を行う、あるいは質問を受け付けるといった措置は取られなかったため、十分な説明とは到底言えないものでした。

このような制度変更や大学側の説明不足の状況を受けて、私は数人の学生と共に「滋賀県立大学履修登録制度を求める会」(Twitter アカウント : <https://twitter.com/seidohenkou0517>) を立ち上げ、この制度を変更するための活動を始めました。「会」というにはあまりにもお粗末な少数の集まりではありますが、制度変更による学生の不満をアンケートによって可視化させたり、制度変更を求める署名を集めたりすることで、大学と交渉しようと試行錯誤しました。計3回のアンケートと1回の署名活動を実施し、アンケートは第1回目から順に198、338、517という数の回答を得ることができ、署名は516筆集めることができま

した。(2022年度に在学する学部生は2420人、院生数は267人)しかし、結果としては大学に要求が受け入れられなかったところか、ほとんどまともに相手にしてくれないという状況でした。要求の中には、我々の会と学長の対話の場を設けることも含んでいたのですが、「履修登録手続等は、大学の裁量と責任より決定するものであり、貴会や学生の皆さんのご意見を寄せられることは拒みませんが、学長と貴会とが協議する場を設けることはいたしません」という文言を含んだ書面により、拒否されてしまいました。最終的には、人文系の教員の方々が大学に対して抗議をして下さったおかげで、2023年度から一部の学科のみは「特例として」制度を改善することが許されましたが、全学部の履修登録制度を改善させることはできませんでした。今後も制度が改善される可能性はありますが、私の在学中にそれが叶うかどうかは分かりません。

以上が2022年度の滋賀県立大学における履修登録制度を巡る問題の概要となるのですが、この中で一番の問題と言えるのは制度が変更されたこと自体ではなく、大学の運営陣が学生の声を全く聞かなかった点だと感じております。制度変更に関しては、我々の会としては数多の反論があるものの、15週分の授業時間を確保しなければいけない「単位の実質化」に関する問題や、コロナ禍での教室確保、教務課の人手不足といったように、ある程度仕方なかったとも言えるような理由が大学にもあったはずですが、しかし、そうであればなおさら説明を尽くし、学生の意見や反論を公の場で受け付けるべきです。今回のような対応では、「大学が恣意的に学生を無視した」と思われても仕方ありません。

ここで、学生自治会が存在するような他大学と比較してみると、自治会が大学側に対して異議を申し立てる書面を提出した場合、それを受け取り、返答する義務が発生します。つまり、学生の声を無視することはできなくなります。2020年からコロナ禍による学費減免を求める運動が多くの大学で行われたように、学生を「意見を持たないバカな若者」とみなすのはもはや時代遅れだと思います。学生が自由に学問を追求するために、大学が信頼される機関として社会から承認され、受験生を集めるためにも、自治会や学生の声を聞

く場を設けることが必要なのではないかと考えます。

【随想】研究余話(続)

個人会員分会 小島 彬

前に「固体物理学入門」の著者である Charles Kittel が、強誘電体の典型であるチタン酸バリウムの結晶系が、正方晶と単斜晶のコヒーレントハイブリッド構造(CHS)であるという我々のX線プリセッション研究での結果を、「確信が持てる」と認めたことを紹介しました。このCHSをマイクロラマンで観測すれば、幅が約10ミクロンと約1ミクロンのストライプが交互に並んでいます。これはX線のBragg反射が2種類あり、その強さが約10:1であることと整合し、広幅が正方晶、狭幅が単斜晶のドメインだと言えます。X線のビーム幅は約1mm程度なので、このストライプ型のドメインのかなりの部分からの反射をひらっているからです。

ところで強誘電体は温度を下げていくと相転移が生じて構造変化を生じます。多くの研究者が強誘電体に惹かれるのは、なぜ相転移が生じると自然に分極が生じるかを解明したいという強い思いがあるからです。そこで1940年代から様々な物理量の相転移付近の測定がされてきました。そのためには温度をゆっくり変化させて測定することが必要です。熱の出入りを遮断する断熱セル内に測定試料を入れて少しずつ熱を加えて測定すれば昇温での測定はうまくできますが、断熱セルなので熱の放散ができず、肝心の降温過程の精密測定はできません。

私達は開発したセルとPCを用いて世界で初めて降温での精密測定に成功しました。例えば室温付近で毎秒1/1,000,000 °Cの温度降下が可能です。(続く)

【ご紹介】

大西利穂会員(元医師)から講演学習会等の費用にとご寄付を頂きました。厚くお礼を申し上げます。

【支部大会のお知らせ】

5月21日(日)14時~16時、ZOOM使用(urlは後日お知らせします。)議案書は後日事務局長メールで配信(電子メールのない会員には紙媒体で送付)